

東かがわ市条例第 15 号

東かがわ市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 日

東かがわ市長 上村 - 郎

東かがわ市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

東かがわ市福祉医療費支給に関する条例（平成29年東かがわ市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（支給の方法） 第7条 略 2 略 3 市長は、前項の規定による医療機関の請求に係る審査及び支払いに関する事務を<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法</u>（昭和23年法律第129号）による<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。	（支給の方法） 第7条 略 2 略 3 市長は、前項の規定による医療機関の請求に係る審査及び支払いに関する事務を<u>社会保険診療報酬支払基金法</u>（昭和23年法律第129号）による<u>社会保険診療報酬支払基金</u>又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。